一般社団法人日本スポーツ整形外科学会 入退会及び年会費に関する細則

第1条(目的)

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会(以下「この法人」という)定款第6条並びに第7条、第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(入会資格及び手続き)

この法人の正会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- (1)所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
- (2)代議員 1 名の推薦を得ること
- 2. この法人の準会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
 - (1) 理学療法士または、作業療法士、日本スポーツ協会アスレチックトレーナー
 - (2) その他、理事会が認める者
 - (3) 上記の者の入会手続き方法は下記の通りとする
 - ①所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
 - ②代議員1名の推薦を得ること
 - ③業績、活動歴、在学証明書などを添えること
- 3. この法人の臨時会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
 - (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
 - (2) 正会員が主演者又は共同演者になっている学術集会発表者であること
- 4. 前 3 項による所定の手続を行なった者は、理事会の審議を経て入会の可否が決定され、理事長は、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

第3条(会員の権利及び義務)

会員は、下記及びこの法人の定款及び規則に定められた内容による権利及び義務を有する。

- (1) 正会員
 - ①権利
 - (ア) この法人が刊行する機関紙及び図書等の優先的配布を受けること
 - (イ) 会員集会、学術集会、その他この法人が行なう事業への参加ができること
 - (ウ) 機関誌への投稿及び学術集会への応募・出題ができること
 - (エ) 代議員の被選出資格を有すること
 - ②義務
 - (ア) 入会の許可を受けた者は直ぐに会費を納入すること
 - (イ) 住所、氏名、機関紙送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届け出ること
 - (ウ) 総会の議決を尊重すること
- (2) 準会員
 - ①権利

- (ア) 前記(1)①の(ア)及び(ウ)
- (イ) 会員集会、学術集会への参加ができること
- ②義務 前記(1)に同じ。

(3) 臨時会員

- 1)権利
 - (ア) この法人が刊行する当該年度の学術集会の機関誌(抄録集)の優先的配布を受ける ことができる。
 - (イ) この法人が主催する当該年度の学術集会への参加ができ、主演者あるいは共同演者として発表することができる。
- ②義務 前記(1)に同じ。

(4) 名誉会員

- ①権利
 - (ア) 前記(1)①の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ②義務 前記(1)②の(イ)及び(ウ)
- (5) 特別会員
 - ①権利
 - (ア) 前記(1)①の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - ②義務 前記(1)②の(イ)及び(ウ)

第4条(会費)

入会の許可を受けた者は直ちに当該年度の会費を支払わなければならない。

2.年会費は、下記の通りとする。

正会員:15,000円、準会員:6,000円、臨時会員:5,000円

3.毎事業年度の会費として、この法人所定の方法により期日までに納入しなければならない。

第5条(会員名簿)

入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2. 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、別に定める情報公開規則によるほか、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

第6条(退会)

会員は、別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2. 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合についても同様とする。

第7条(再入会)

過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第2条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

2. この法人設立前の日本整形外科スポーツ医学会ならびに日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会

を退会した者も含む。

第8条 (休会及び手続)

休会を希望する正会員または準会員は、下記の事項を具備することを要する。

- (1)所定の休会届に所要事項を記入、署名の上、休会事由となる公的な証明書を添えて本学会事務局へ提出すること。ただし、期間は最長2年とする。
- (2)休会の事由は、以下のいずれかに該当していなければならない
 - ①留学
 - ②出産及び育児並びに健康上の理由
 - ③その他理事会が正当と認めた理由
- (3) 休会事由が終了した際、復会すること
- 2. 前項の期間および理由を正当と判断して休会を承認したときは、当該年度の終了後から休会の期間を開始する。
- 3. 休会中は会費の納入を免除する。但し、その権利は一時的に喪失することとする。
- 4. 復会を申し込むときは住所、氏名、学会機関誌送付先等を速やかに本学会事務局に届出し、当該年度の会費を納入しなければならない。
- 5. 当該年度より過去に遡って休会の届け出をする場合は、その理由をそえて提出する。承認された場合、過去の年度より休会を認める。

第9条 (規則の変更)

この規則は理事会および社員総会の決議を経て変更することができる。

本細則は 2023 年 10 月 17 日より制定する。